

官報号外 昭和二十六年三月十日

○第十四回 参議院会議録第二十二号

昭和二十六年三月九日(金曜日)午前十時四十分開議

議事日程 第二十一号
昭和二十六年三月九日

午前十時開議

第一 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

官報号外

昭和二十六年三月十日

參議院會議録第二十二号

第七 海事代理土法案(内閣提出、衆議院送付)

第八 大分県日田市の地域給に関する請願

第九 高知県須崎町の地域給に関する請願

第一〇 尼崎市の地域給に関する請願

第十一 萩崎市外四市の地域給に関する請願

第十二 熊本県人吉市の地域給に関する請願

第十三 北海道浦河町の地域給に関する請願

第十四 尼崎市外二市の地域給に関する請願

第十五 伊豆七島の地域給に関する請願

第十六 大阪府礼金衙村の地域給に関する請願

第十七 滋賀県清水市の地域給に関する請願

第十八 大阪府礼金衙村外五箇村の地域給に関する請願

第十九 大阪府礼金衙村の地域給に関する請願

第二〇 石川県江沼温泉郷の地域給に関する請願

第二一 滋賀県長浜市外二市の地域給に関する請願

第二二 滋賀県長浜市外二市の地域給に関する請願

第二三 大阪府礼金衙村外五箇村の地域給に関する請願

第二四 大阪府南高安村外七町村の地域給に関する請願

第二五 滋賀県長浜市外二市の地域給に関する請願

第二六 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第二七 京都府八木町の地域給に関する請願

第二八 京都府園部地区的地域給に関する請願

第二九 群馬県富岡町の地域給に関する請願

第三〇 山口県小野田市の地域給に関する請願

第三一 大阪府農能郡内町村の地域給に関する請願

第二〇 尼崎市外三市の地域給に関する請願

第二一 熊本県人吉市の地域給に関する請願

第二二 熊本県人吉市の地域給に関する請願

第二三 北海道浦河町の地域給に関する請願

第二四 尼崎市外二市の地域給に関する請願

第二五 伊豆七島の地域給に関する請願

第二六 大阪府礼金衙村外五箇村の地域給に関する請願

第二七 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第二八 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第二九 兵庫県赤穂町の地域給に関する請願

第三〇 兵庫県赤穂町の地域給に関する請願

第三一 大阪府農能郡内町村の地域給に関する請願

第三二 大阪府農能郡内町村の地域給に関する請願

第三三 大阪府庄内町の地域給に関する請願

第三四 須崎市二日市町の地域給に関する請願

第三五 青森県弘前市の地域給に関する請願

第三六 愛知県蟹江町の地域給に関する請願

第三七 高知県須崎町の地域給に関する請願

第三八 広島県西條町、寺西村両地区的地域給に関する請願

第三九 兵庫県和田山町の地域給に関する請願

第四〇 石川県江沼温泉郷の地域給に関する請願

第四一 岡山県倉敷市の地域給に関する請願

第四二 愛知県長岡村の地域給に関する請願

第三〇 大阪府礼金衙村外五箇村の地域給に関する請願

第三一 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第三二 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第三三 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第三四 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第三五 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第三六 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第三七 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第三八 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第三九 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第四〇 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第四一 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第四二 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第四三 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第四四 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第四五 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第四六 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第四七 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願

第四八 大分県津久見町の地域給に関する請願

第四九 京都府綾部市の地域給に関する請願

第五〇 愛知県人伊勢町の地域給に関する請願

第五一 愛知県豊明町の地域給に関する請願

第五二 愛知県西尾町の地域給に関する請願

第五三 愛知県野間町の地域給に関する請願

第五四 愛知県豊貴村の地域給に関する請願

第五五 愛知県北方村の地域給に関する請願

第五六 愛知県安城町の地域給に関する請願

第五七 長崎県川棚町の地域給に関する請願

第五八 北海道旭川市の地域給に関する請願

第五九 愛知県刈谷市の地域給に関する請願

第六〇 愛知県本郷町の地域給に関する請願

第六一 愛知県大府市の地域給に関する請願

第六二 愛知県志段味村の地域給に関する請願

第六三 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第六四 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第六五 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第六六 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第六七 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第六八 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第六九 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第七〇 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第七一 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第七二 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第七三 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第七四 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第七五 愛知県豊浜町の地域給に関する請願

第六四 岩手県一関市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八一 千葉県津田沼町外二箇町の 地域給に関する請願 (委員長報告)	第九七 愛知県海部郡の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第六五 愛知県東浦町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八二 三重県四日市市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第九八 愛知県田中郡の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第六六 愛知県豊浜町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八三 静岡県駿河町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第九九 愛知県田口町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第六八 北海道網走市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八四 大阪府石切町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇〇 愛知県宮田町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第六九 北海道北見市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八五 大阪府池田市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇一 愛知県岩津町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七〇 北海道室蘭市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八六 大阪府高安村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇二 愛知県鳴海町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七一 北海道江別町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八八 北海道室蘭市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇三 愛知県西枇杷島町の地 域給に関する請願 (委員長報告)
第七二 北海道琴似町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八九 肋阜市の地域給に関する 請願 (委員長報告)	第一〇四 愛知県品野町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七三 愛知県丹羽村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第九〇 肋阜県鶴町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇五 愛知県大野町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七四 宮城県の地域給に関する 請願 (委員長報告)	第九一 肋阜県等松町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇六 愛知県稻沢町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七五 宮城県矢本町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第九二 肋阜県神岡町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇七 愛知県知立町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七六 烏取県倉吉町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第九三 名古屋市の地域給に関する 請願 (委員長報告)	第一〇八 愛知県吉田町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七七 東北地方の地域給に関する 請願 (委員長報告)	第九四 愛知県碧南市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇九 愛知県幡山村の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七八 神奈川県箱根地区の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第九五 愛知県半田市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一〇 愛知県東郷村の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七九 兵庫県西脇町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一一 大阪府堺川村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一一 愛知県旭村の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第八〇 鹿児島県の地域給に関する 請願 (委員長報告)	第一一二 愛知県鬼崎村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一三 愛知県鬼崎村の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第八一 関する請願 (委員長報告)	第一一四 愛知県三和村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一四 愛知県三和村の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第八二 関する請願 (委員長報告)	第一一五 三原漁港修築に関する請 願 (委員長報告)	第一一五 三原漁港修築に関する請 願 (委員長報告)
第八三 関する請願 (委員長報告)	第一一六 長崎県湯江村に漁港設 立の請願 (委員長報告)	第一一六 長崎県湯江村に漁港設 立の請願 (委員長報告)
第八四 関する請願 (委員長報告)	第一一七 知柄港防波堤築設促進 に関する請願 (委員長報告)	第一一七 知柄港防波堤築設促進 に関する請願 (委員長報告)
第八五 関する請願 (委員長報告)	第一一八 対馬島瀬瀬漁港修築に 関する請願 (委員長報告)	第一一八 対馬島瀬瀬漁港修築に 関する請願 (委員長報告)
第八六 関する請願 (委員長報告)	第一一九 漁業法施行に伴う定置 漁業権切替に関する請願 (委員 長報告)	第一一九 漁業法施行に伴う定置 漁業権切替に関する請願 (委員 長報告)
第八七 関する請願 (委員長報告)	第一二〇 漁業制度改革に関する 請願 (委員長報告)	第一二〇 漁業制度改革に関する 請願 (委員長報告)
第八八 関する請願 (委員長報告)	第一二一 農林中央金庫の漁村へ の貸出の円滑化等に関する請願 (委員長報告)	第一二一 農林中央金庫の漁村へ の貸出の円滑化等に関する請願 (委員長報告)
第八九 関する請願 (委員長報告)	第一二二 漁業に関する保険、補 償および災害の際の減税制度確 立の請願 (委員長報告)	第一二二 漁業に関する保険、補 償および災害の際の減税制度確 立の請願 (委員長報告)
第九〇 関する請願 (委員長報告)	第一二三 水産業団体引継資金の 国家保証制度実現に関する請願 (委員長報告)	第一二三 水産業団体引継資金の 国家保証制度実現に関する請願 (委員長報告)
第九一 関する請願 (委員長報告)	第一二四 漁業用燃料油の供給と 魚価の維持に関する請願 (委員 長報告)	第一二四 漁業用燃料油の供給と 魚価の維持に関する請願 (委員 長報告)
第九二 関する請願 (委員長報告)	第一二五 北海道香深村に北方新 魚開発基地施設の設立および 魚開発施設の設立 (委員長報告)	第一二五 北海道香深村に北方新 魚開発基地施設の設立および 魚開発施設の設立 (委員長報告)
第九三 関する請願 (委員長報告)	第一二六 漁業権補償金に関する 請願 (委員長報告)	第一二六 漁業権補償金に関する 請願 (委員長報告)
第九四 関する請願 (委員長報告)	第一二七 北上川魚の改善促進 に関する請願 (委員長報告)	第一二七 北上川魚の改善促進 に関する請願 (委員長報告)
第九五 関する請願 (委員長報告)	第一二八 小型機船底曳網漁業整 備に伴う転換資金交付の請願 (件) (委員長報告)	第一二八 小型機船底曳網漁業整 備に伴う転換資金交付の請願 (件) (委員長報告)
第九六 関する請願 (委員長報告)	第一二九 海区漁業調整委員会經 費増額に関する請願 (委員長報 告)	第一二九 海区漁業調整委員会經 費増額に関する請願 (委員長報 告)

第一四一 漁船に対する特殊保険制度改革の請願(四件)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

第一四二 水産資源保護法制定に

関する請願 (委員長報告)

第一四三 漁船保険法による漁船

保険制度改革の請願 (委員長報告)

第一四四 漁船保険法による漁船

勤務地手当に関する陳情 (委員長報告)

第一四五 漁船保険法による漁船

勤務地手当に関する陳情 (委員長報告)

第一四六 愛知県那珂町の地域給付

に関する陳情 (委員長報告)

第一四七 東支那海の漁区制限緩和又は撤廃に関する陳情 (委員長報告)

第一四八 漁業権補償金の現金化に関する陳情 (委員長報告)

第一四九 漁区漁業調整委員会経費増額に関する陳情(三件) (委員長報告)

第一五〇 小型機船底曳網漁業整備に伴う転換資金交付の陳情 (三件) (委員長報告)

第一五一 鹿児島県枕崎島にかけられた養殖施設設置の陳情(三件) (委員長報告)

第一五二 海区漁業調整委員会委員の公職兼務に関する陳情 (委員長報告)

第一五三 漁業災害補償制度確立に関する陳情 (委員長報告)

同日委員長から左の報告書を提出した。人事委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号人事委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第二号農地証券の償還金の一部を一般会計に負担することに関する法律案可決報告書

水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(木下辰雄君外八十分名発議)

水産省設置法の施行に伴う関係法令が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

公立大学管理法案

国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

公团等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

商品券取締法の一部を改正する法律案可決報告書

公团等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律案可決報告書

昭和二十五年度一般会計予算總則第六條並びに第七條に基づく使用總調書

昭和二十四年度日本国有鉄道予備費使用總調書(その1)

昭和二十五年度特別会計予算總則第六條並びに第七條に基づく使用總調書

昭和二十五年度日本国有鉄道予備費使用總調書(その1)

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計法案

農地証券の償還金の一部を一般会計に負担することに関する法律案可決報告書

大蔵委員会に付託

昭和二十四年度特別会計予備費使用總調書(その2)

昭和二十四年度日本国有鉄道予備費使用總調書(その2)

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

同日内閣から左の報告書を提出した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計法案

同日内閣から予備審査のため左の議案を付託した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案を付託した。

程第一より第五までをあとに廻し、日程第六、港則法の一部を改正する法律案、日程第七、海事代理士法案（いすれも内閣提出、衆議院送付）、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。運輸委員長福竹春彦君。

右の内閣提出案は都合により第二十

八号に掲載】

港則法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月六日

衆議院議長 紫原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武君

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を改正する法律案

港則法の一部を改正する法律案

第三十條の次に次の二條を加える。

（火災警報） 第三十條の二 特定港内にある船舶であつて汽笛又は汽角を備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行している場合を除

き、火災を示す警報として汽笛又は汽角をもつて長音五秒を吹き鳴らさなければならない。

前項の警報は、適當な間隔をおいて繰り返さなければならない。

3 第一項の長音とは、四秒から六秒までの時間継続する発声をいふ。

第三十條の三 特定港内に停泊する船舶であつて汽笛又は汽角を備えているものは、船内において、汽笛又は汽角の吹鳴に従事する者が見易いところに、前條に定める火災警報の方法を表示しなければならない。

附 则

第三十七條の二中「海上保安監部の長」を「海上保安監部又は運輸省令で定めるその他の管区海上保安本部の事務所の長」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

（審査報告書は都合により第二十

八号に掲載）

この法律は、公表の日から施行す

る。

（審査報告書は都合により第二十

八号に掲載）

この法律は、公表の日から施行す

る。

（審査報告書は都合により第二十

八号に掲載）

この法律は、公表の日から施行す

る。

（火災警報） 第三十條の二 特定港内にある船舶であつて汽笛又は汽角を備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行している場合を除

海事代理士法案（小字は衆議院修正）

海事代理士法

第一章 総則

（業務） 第一條 海事代理士は、他人の委託により、対価を得て別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基く申請、届出、登記その他の手続をし、並びにこれらの手続に関し書類の作製をし、及び相談に応ずることを業とする。

（資格）

第二條 左の各号の一に該当する者は、海事代理士となる資格を有する。

（試験の執行）

第三條 海事代理士試験（以下「試験」という。）は、運輸大臣が、毎年一同行う。

（試験方法）

第四條 海事代理士試験（以下「試験」という。）は、運輸大臣が、毎年一同行う。

（登録）

第五條 試験は、海事代理士の業務を行う能力があるかどうかを判定するため、左の事項について筆記又は口述の方法で行う。

（海事代理士名簿）

第六條 海運局長（運輸省監査課法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九條の海運局の長をいう。以下同じ。）は、次條から第十二条までの規定による登録をするため、運輸省令で定める様式の海事代理士名簿に備え付けておかなければならぬ。

（専門的知識）

第七條 海事代理士は、前項の規定により各海運局長が備え付ける海事代理士名簿により、全国海事代理士名簿を作製しなければならない。

（登録）

第八條 海運局長は、前項の規定により各海運局長が備え付ける海事代理

士名簿により、全国海事代理士名簿を作製しなければならない。

（登録）

第九條 海事代理士となるには、海事代理士名簿に左の事項について

登録を受けなければならない。

（氏名）

てから二年を経過しないもの

法律第百二十号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分のあつた日から二年を経過しない者

（登録手数料）

第七條 試験を受けようとする者は、受験手数料として五百円を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合は、受験手数料として五百円を納付しなさい。

（受験手数料）

第七條 試験を受けようとする者は、受験手数料として五百円を納付しなければならない。

（登録手数料）

第六條 試験に合格した者には、当該試験に合格したことと証する証書を授與する。

（合格証書）

るための公正且つ均等な機会を保障するために、十分尊重されなければならない。

（合規証書）

二 生年月日

三 事務所の所在地

四 業務に使用する印章

五 第六條の証書の番号（第二條第一号に該当する者に限る。）

六 第六條の登録の申請（第二條第一号に該当する者に限る。）

七 海運局長は、海事代理士となる者が欠格事由に該当する場合を除く外、運輸なく登録をしなければならない。

八 海運局長は、前項の規定により登録の申請をしたときは、その者が欠格事由に該当する場合を除く外、運輸なく登録をしなければならない。

（あらたな事務所の設置の登録）

九 海事代理士が二以上の事務所を設置しようとするときは、運輸省令で定める手続に従い、既に存する事務所の所在地を管轄する海運局長の許可を受け、且つ、あらたに事務所を設置しようとする場所を管轄する海運局長の備え付けの海事代理士名簿に前條第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び同項の規定により登録を受けた印章について登録を受けなければならない。

一〇 海事代理士が業務を廃止したとき。

一一 海事代理士が死亡したとき。

一二 海事代理士が第三條第一号から第四号までのうちに該当するに至ったとき。

（業務の廃止等）

第十三條 海事代理士がその業務を廃止したとき、又は死亡したときは、当該海事代理士又はその相続人は、その主たる事務所の所在地を管轄する海運局長にその旨を届け出なければならない。

（海事代理士名簿等の閲覧）

第十四條 何人でも、運輸大臣又は海運局長に対し、全国海事代理士名簿又は海事代理士名簿の閲覧を請求することができる。

（登録料）

第十五條 第九條第一項の登録を受けるようとする者は、千円、第十條

項に変更を生じたときは、その事由があつた日から七日以内に、海運局長に変更の登録を申請しなければならない。

海運局長は、前項の申請があつたときは、運輸なく変更の登録をしなければならない。

（登録のまつ消）

第十二條 左の各号の一に該当する場合には、海運局長は、海事代理士の登録をまつ消しなければならない。

（登録の細目）

第十六條 この法律に定めるもの以外、登録の申請書の様式その他の海事代理士の登録に関する手続的項目は、運輸省令で定める。

（第四章 海事代理士の業務）

（海事代理士でない者の業務の制限）

第十七條 海事代理士でない者は、他人の委託により、対価を得て、業として第一條に規定する行為を行つてはならない。但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。

（報酬）

第十八條 海事代理士でない者は、海事代理士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

（誠実等の義務）

第十九條 海事代理士は、誠実且つ敏速に、みずからその事務を処理しなければならない。

（秘密を守る義務）

第二十条 海事代理士は、別段の定がある場合を除く外、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を他に漏してはならない。

（利害関係）

第二十一条 海事代理士は、第一項の報酬の額が前項の規定に適合しないと認められたときは、その理由を具して海

第一項の登録を受けようとする者は、五百円、第十一條第一項の登録を受けようとする者は、二百円の登録料を納付しなければならない。

（第二十條 海事代理士は、その業務を行うにあつて印章を使用するときは、第九條第一項の規定により登録を受けた印章によらなければならぬ。

（第二十一條 海事代理士は、運輸省令で定める様式の帳簿を備え、左の事項を記載しなければならない。

（第二十二條 海事代理士は、あらかじめ、その受けようとする報酬の額を定め、海運局長に届け出なければならぬ。これを変更したときは同様とする。

（第二十三條 海事代理士は、前條第一項の規定により届け出た報酬の額を、その事務所に、公衆の貿易いように掲示しなければならない。

（第二十四条 海事代理士は、第二十一条第一項の規定により届け出た報酬の額よりも高額又は低額の報酬を受けてはならない。

（第二十五条 海事代理士が、この法律又はこの法律に基く規則に違反するときは、その理由を具して海

（業務に使用する印章）

（第二十條 海事代理士は、その業務を行うにあつて印章を使用するときは、第九條第一項の規定により登録を受けた印章によらなければならぬ。

（第二十一條 海事代理士は、運輸省令で定める様式の帳簿を備え、左の事項を記載しなければならない。

（第二十二條 海事代理士は、あらかじめ、その受けようとする報酬の額を定め、海運局長に届け出なければならぬ。これを変更したときは同様とする。

（第二十三條 海事代理士は、前條第一項の規定により届け出た報酬の額が、事情の著しい変更により第二項の規定に適合しないものとなつた場合に準用する。

（第二十四条 海事代理士は、第二十一条第一項の規定により届け出た報酬の額を、その事務所に、公衆の貿易いように掲示しなければならない。

（第二十五条 海事代理士が、この法律又はこの法律に基く規則に違反するときは、その理由を具して海

運局長に申し出、報酬の額の変更を海事代理士に命ぜべきことを求めることができる。

（第二十條 海事代理士は、第一項の規定により登録を受けた印章によらなければならぬ。

（第二十一條 海事代理士は、運輸省令で定める様式の帳簿を備え、左の事項を記載しなければならない。

（第二十二条 海事代理士は、あらかじめ、その受けようとする報酬の額を定め、海運局長に届け出なければならぬ。これを変更したときは同様とする。

（第二十三条 海事代理士は、前條第一項の規定により届け出た報酬の額が、事情の著しい変更により第二項の規定に適合しないものとなつた場合に準用する。

（第二十四条 海事代理士は、第二十一条第一項の規定により届け出た報酬の額を、その事務所に、公衆の貿易いように掲示しなければならない。

（第二十五条 海事代理士が、この法律又はこの法律に基く規則に違反するときは、その理由を具して海

官報号外 昭和二十六年三月十日 参議院会議録第一二一号

海事代理士登録の一部を改正する法律案外一件

一一三九

したときは、海運局長は、左に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 登録のまつ消

2 海運局長は、前項各号の処分を行ふ

しようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 海運局長は、前項各号の処分を行ふ場合には、その処分をしようとする事由並びに聴聞の日時及び場所を、その期日の七日前までに、当該海事代理士に通知しなければならない。

4 聽聞においては、当該海事代理士又はその代理人に、自己又は本人のため意見を述べ、且つ、証拠を提出する十分な機会が與えられなければならない。

(報告)

第一六條 海運局長は、この法律

を実施するため必要があると認めるとときは、海事代理士に対し、その業務に関する報告を求めることができる。

2 前項の場合において、海運局長は、当該海事代理士に対して、報告について必要な協力をしなければならない。

第五章 執則

第一七條 第十七條第一項の規定

に違反した者は第十五條第一項第二号の処分に違反して業務を

行つた者は、六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第十七條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第二十九條 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十二条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十三条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十四条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十五条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十六条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十七条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十一条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十二条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十三条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十四条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十五条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十六条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十七条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十八条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十九条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十一条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十三条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十四条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十五条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十六条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十七条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十八条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十九条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

(運輸省設置法の改正)
七〇年四月一日より改正する。

第三十三条第一項第一号の次に次の二号を加える。

二二五の二 海事代理士に関すること。

第四十條第一項第二十五号の次に次の二号を加える。

二二五の三 海事代理士に関すること。

別表第一

一 運輸省の機関

二 潜則局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所

三 都道府県の機関

四 市町村の機関

別表第二

一 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所

二 都道府県の機関

三 市町村の機関

四 郡の機関

五 郡の機関

六 郡の機関

七 郡の機関

八 郡の機関

九 郡の機関

十 郡の機関

「植竹春彦登壇、拍手」
植竹春彦登壇、只今議題となりました。

○植竹春彦登壇

港則法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案の内容は極めて簡単であります。

まして、特定港内におきまして船舶が火災を起した場合に、当該船舶に対しまして火災警報を行うことを義務付けて

いることがあります。諸外国の多くの港湾におきまして、すでにかかる義務が法制化されておりますので、我が国におきましても又これら火災警報に

関しまする規定を潜則法に取入れることが、火災による船舶の損害の防止軽減の見地からいたしまして望ましいと考へられるので、この提案がなされた次第でありますとして、本委員会におきまして審議の結果、本案は適当なる措置と認めまして、原案通り可決すべきものであると全会一致を以て決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

次に海事代理士法案につきまして運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

從来海事代理業は、明治四十一年に

制定されました通商省令海事代理取扱規則によりまして規律せられて來た

令、省令などの例によりまして、これ

であります。第三番目には、委託者保

の便宜を考慮いたしまして、海事代理

士の登録制について規定しておること

であります。第三番目には、委託者保

護の見地からいたしまして、海事代理

士の取扱報酬額の届出、変更命令そ

の便海事代理士に対する監督規定を設け

ておることであります。

由は、官庁に対する海事法令に基く諸手続の依頼者であります船主や船員などの多くは常時海上において活動いたしております。

さて本法案が提出されました主な理由であります。

由は、官庁に対する海事法令に基く諸手続の依頼者であります船主や船員などの多くは常時海上において活動いたしております。

たしておりますので、官庁関係の事務につきましては殆んど顧人に任せきりとなざるを得ない実情であります。

するので、代願人の業務はこれを自由放任とせずに、適当な監督を加える必要がありますと認められるに至つたからな

要があると認められるのであります。

大に本法案の要点を申上げます。

と、本法案におきましては、他人の委託によって、対価を得て、官庁や地方

庁に対し、船舶法、船員法、船舶安全法などの海事関係法規の規定に基づく手続をする者を海事代理士と呼んでおり

ますが、本法案は、第一に、この海事代理士の業務範囲を定めまして、原則として海事代理士以外の者がこの業務を行うことを制限すると共に、関係業種との調和を図つておることであります。第二には、海事代理士となるため必要な資格を定めまして、又委託者の便宜を考慮いたしまして、海事代理士の登録制について規定しておることであります。第三番目には、委託者保

護の見地からいたしまして、海事代理

士の取扱報酬額の届出、変更命令そ

の便海事代理士に対する監督規定を設け

ておることであります。

え、同條中「前三條」を「前六條」に改め、同條を第十五條とし、第十一條を第十六條とする。

附 則

1. この法律は、公布の日から施行する。

2. 改正後の公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律第四條の規定から、改正後の同法第十三條及び第十四條の規定は、公團等の昭和二十五年度分の予算から適用する。

3. 改正後の公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律第五條第一項の規定に依り、自作農創設特別措置特別会計法(昭和二十四年法律第四十四号)第二條に規定する農地証券(自作農創設特別措置特別会計法(昭和二十四年法律第四十四号)第十八号)の一部を次のように改正する。

規定期にかかわらず、同証券のうち、この法律施行の際までに償還を終つたもの以外のものの償還金を「一般会計の負担とする」として、改めて規定する。

4. 政府は、前項の規定により一般会計の負担した償還金について

は、自作農創設特別措置特別会計から、その金額に相当する金額に達するまでの金額を、昭和二十六年度以降、毎年度、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入

れなければならない。

5. 附 則

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十六年三月六日
衆議院議長 稲原喜重郎

参議院議院佐藤尚武殿
衆議院議院佐藤尚武殿
法律案

農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案

案
法律
農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案

商品券取締法の一部を改正する法律案

商品券取締法の一部を改正する法律案

商品券取締法の一部を改正する法律案

商品券取締法(昭和七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「国債」を「金銭、国債、地方債又は主務大臣ニ於テ確実ト認ムル社債若ハ之ニ準ズル債券」に改める。

第五條に次の二項を加える。

当該官吏前項ノ検査ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証スル証票ヲ示スベシ

第一項ノ検査ノ権限ハ犯罰検査ノ為認メラレタルモノト之ヲ標スルコトヲ得ズ

第六條中「千円」を「五万円」に改める。

第七條中「三百円」を「三万円」に改める。

第八條中「三万円」を「三万円」に改める。

第九條中「三万円」を「三万円」に改める。

第十條中「三万円」を「三万円」に改める。

第十一條中「三万円」を「三万円」に改める。

第十二條中「三万円」を「三万円」に改める。

第十三條中「三万円」を「三万円」に改める。

第十四條中「三万円」を「三万円」に改める。

第十五條中「三万円」を「三万円」に改める。

第十六條中「三万円」を「三万円」に改める。

第十七條中「三万円」を「三万円」に改める。

には、口頭により旅行命令等を發し、又はこれを変更することがであります。

5. 旅行命令者は、口頭により旅

行命令等を發し、又はこれを変更する場合には、できるだけすみやかに旅行命令等に当該旅行に開きる。

6. 附 則

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

には、口頭により旅行命令等を發し、又はこれを変更することがであります。

5. 旅行命令者は、口頭により旅

行命令等を發し、又はこれを変更する場合には、できるだけすみやかに旅行命令等に当該旅行に開きる。

6. 附 則

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて大蔵大臣が指定するものとする。

一 測量、調査、土木營造工事、
巡査その他これらに類する目的
のための旅行

二 長期間の研修、講習、訓練そ
の他これらに類する目的のため
の旅行

三 前二号に掲げる旅行を除く
外、その職務の性質上當時出張
を必要とする職員の出張

四 日額旅費の額、支給條件及び支
給方法は、各府の長が大蔵大臣に
協議して定める。但し、その額
は、當該日額旅費の性質に応じ、
第六條第一項に掲げる旅費の額に
ついてこの法律で定める基準をこ
えることができない。

第五十八條第一項第二号中「船賃」
を「鐵道賃、船賃」に改める。

第六條第一項を次のように改
める。

各府の長は、旅行者が公用の交
通機関、宿泊施設等を利用して旅
行した場合その他當該旅行におけ
る特別の事情に因り又は當該旅行
の性質上この法律又は旅費に関する
他の法律の規定による旅費を
支給した場合には不當に旅行の
実費をこえた旅費又は通常必要と
しない旅費を支給することとなる
場合はにおいては、その実費をこえ
ることとなる部分の旅費又はその

必要としない部分の旅費を支給し
ないことがである。

同條第一項中「旅費の全部又は一
部を支給しないこととする場合」を
「同項の規定により旅費を支給しな
いこととする場合」に改める。

第四十七條第二項を削る。

附則第四項中「死亡手当の定額」の
下に「(着後手当及び扶養親族移転料
の額の計算の基礎とするこれらの旅
費の定額を含む。)」を加える。

附則第八項を次のように改める。

8 外國旅行については、當該旅行
の期間とその旅行開始直前十日間
の準備期間とを通じた期間が二会
計年度にわたる場合の旅費は、當
分の間、當該二会計年度のうち前
会計年度の歳出予算から概算で支
出することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律による改正後の國家公
務員共済組合法の規定に
よる年金の額の改定に関する法
案

國家公務員共済組合法の規定によ
る年金の額の改定に関する法律案
を可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれ
よりつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十六年三月六日

衆議院議長 桑原喜重郎

參議院議長 佐藤尚武殿

国家公務員共済組合法の規定によ
る年金の額の改定に関する法律案

により改正された年金額の算定の基
準となつた同法別表第一又は第
二の仮定俸給に対応する別表の
組合法の規定を適用して算定し

た額

国家公務員共済組合法の規定に
よる年金の額の改定に関する法
案

(退職年金、療疾年金及び遺族年
金の額の改正)

第一條 昭和二十五年十二月三十
日以前における俸給をその年金額

の算定の基準とした国家公務員共
済組合法(昭和二十三年法律第六
十九号)以下「共済組合法」とい
うとの規定による退職年金、療疾
年金及び遺族年金、(同法第九十
四條の二の規定によりこれらの年
金とみなされた年金を含む。)につ
いては、昭和二十六年一月分以後
その年金額を左の各号により算定
した額に改定する。

2 前項第一号の場合において、同号
に規定する共済組合法第九十四條

の二の規定により同法の規定による退
職年金、療疾年金又は遺族年金とみ
なされた年金のうち、その支給の條
件又は額の算定の基準が共済組合
法の規定によるこれらの年金と異
なるものについては、大蔵省令で
定めるところによりこれを共済組
合法の規定によるこれらの年金の

規定による退職年金、療疾年金

八号に掲載)

及び遺族年金(同法第九十四條
の二の規定によりこれらの年金
とみなされた年金を含む。)につ
いては、国家公務員共済組合法
の一部を改正する法律(昭和二十
五年法律第三百三十五号)以下「昭
和二十五年法律第三百三十五号」
という。附則第二項の規定によ
り改正された年金額の算定の基
準となつた同法別表第一又は第
二の仮定俸給を俸給とみなし、共済
組合法の規定を適用して算定し

するものとみなして同法の規定を
適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社
法(昭和二十三年法律第二百五十
号)第五十一條第一項及び日本
五百六十号)第五十七條第一項

において適用する共済組合法の規
定による退職年金、療疾年金及び
遺族年金について準用する。

(公務に因る疾病、負傷又は死亡
を給付事由とする年金の額の改
定)

第二條 共済組合法第九十條の規定
による年金のうち、公務に起因す
る疾病、負傷又は死亡を給付事由と
するものについては、昭和二十六年
一月分以後その年金額を、昭和二
十五年法律第三百三十五号附則第三
項の規定により改定された年金額

による退職年金、療疾年金及び
遺族年金については、その年金
額の算定の基準となつた俸給に
対応する別表の仮定俸給を俸給
とみなし、共済組合法の規定を

適用して算定した額

2 前項第一号の場合において、同号
に規定する共済組合法第九十四條

の二の規定により同法の規定による退
職年金、療疾年金又は遺族年金とみ
なされた年金のうち、その支給の條
件又は額の算定の基準が共済組合
法の規定によるこれらの年金と異
なるものについては、大蔵省令で
定めるところによりこれを共済組
合法の規定によるこれらの年金の

規定による退職年金、療疾年金

八号に掲載)

第三條 国庫は、前二條の規定によ
る年金額の改定に因り増加する費
用を負担する。但し、左の各号に
掲げる共済組合が支給する年金の
額の改定に因り増加する費用は、
当該共済組合の組合員(共済組合
法第九十四條第一項各号に掲げる

規定による退職年金、療疾年金

者を除く。)のうち、國家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとする。

別表

別表	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給
別表	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給
別表	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給
別表	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給
別表	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給
別表	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給
別表	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給

専売公社

備考

この法律は、公布の日から施行する。

一 第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給

に、予備費及び予算の繰越に関する規定を新たに設けようとするものであります。即ち公団等は、予見しがたい予算の不足に充當するため、予備費をその予算に計上することができます。

れ受ける俸給の総額の割合に応じて当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとする。

とができるよういたそとをするものができます。次に予算の繰越につきましては、年度内に支出負担行為をなして止むを得ない理由によって年度内に支拂を終らなかつた支出予算は、大蔵大臣の承認を経て翌年度に繰り越して使用することができます。このとおり適用しきります。

二 共済組合法第八十六條第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 共済組合法第六十九條第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体

二 日本車両公社法第五十一條第二項に規定する共済組合 日本

附 則
この法律は、公布の日から施行する。
第一項の規定による昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給

二 第一條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十号別表第一若しくは第二号の俸給

に、予備費及び予算の繰越に関する規定を新たに設けようとするものであります。即ち公団等は、予見しがたい予算の不足に充當するため、予備費をその予算に計上することができます。

二 第二項に規定する共済組合 第二号の俸給第一若しくは第二号の俸給

に、予備費及び予算の繰越に関する規定を新たに設けようとするものであります。即ち公団等は、予見しがたい予算の不足に充當するため、予備費をその予算に計上することができます。

二 第二項に規定する共済組合 第二号の俸給第一若しくは第二号の俸給

に、予備費及び予算の繰越に関する規定を新たに設けようとするものであります。即ち公団等は、予見しがたい予算の不足に充當するため、予備費をその予算に計上することができます。

○ 小串清一君 只今上程せられました
公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の委員会におきます審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。
本案は、公団等の予算について、その執行を適正且つ円滑ならしむるため

に、予備費及び予算の繰越に関する規定を新たに設けようとするものであります。即ち公団等は、予見しがたい予算の不足に充當するため、予備費をその予算に計上することができます。

予算に計上することができます。

これが、委員より熱心なる質疑があり、政府委員よりも懇切な説明がありました。

これらの詳細につきましては、速記録によつて御承認願ひますと存じます。かくして質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

内に農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

本案は、自作農創設特別措置特別会計法に規定する農地証券の買入償還を促進する見地より、從前より同特別会計の余裕金或いは一般会計の債務償還費の一部を以て買入れて參つたので

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第八より第百十四までの請願及び日程第百四十四より第百四十六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。人事委員長木下源吉君。〕

〔審査報告書は都合により第二十
八号に掲載〕

〔木下源吉君登壇、拍手〕

○木下源吉君 只今議題となりました

請願百十件、陳情三件について、人事委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本委員会においては、前回報告の請願陳情の審査に引き続き、三月五日に委員会を開きまして、同日までに付託せられました請願陳情のうち、地域給に関する請願陳情のみを特に緊急に審査を要するものとして審査いたしましたが、これら地域給に関する請願陳情は全国的な広範囲に亘り非常に熱心に提出せられている現状であり、これらは各地方及び県によつてそれらの趣旨に共通的特殊性が存在いたしますので、これを地方別、県別にして、その大體の趣旨を御説明申上げることといたします。

先づ北海道地方からの請願であります。同地方の現行支給率は全体的に

低きに過ぎ、ためにその趣旨も殆んどが大幅な引上方の要望であります。即ち請願第五百九十九号、六百号、八百号、八百二十五号、八百七十四号は、それべく小樽市、札幌市、旭川市(三件)からものであります。これら

は北海道における経済、交通、文化の中心地とし、その物価もS·C·P·Sにも判然と現われていることなく、R·D·Iは漸次東京に接近しつつあり、今回の改定には、これら実情を勘案して、地

域給は中央整都市にのみ片寄ることなく適正に決定せられるべきであり、現在乙地域を一割以上に指定してもらいたいとの要望であります。請願第八百二十九号、八百三十号は、琴似町、江別町からのものであります。これら両町は共に札幌市に近接し、その住宅地帶として、又工場地帶として、その

札幌と同様に指定せられたいとの要望であります。次に請願第八百二十六号、八百二十七号、八百二十八号、九百号は、それべく網走市、北見市、室

北六島の実情を特に考慮願いたいとの要望でありますと、請願第八百五十七号は東北六島の実情を特に考慮願いたいとの要望でありますと、請願第六百五十七号は東北六島の実情を特に考慮願いたいとの要望でありますと、請願第六百五十九号、八百五十八号は、それべく伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであります。以上が北海道地方からの今回の請願であります。

次に東北地方からの請願の御説明申上げますと、請願第六百五十九号は東北六島の実情を特に考慮願いたいとの要望でありますと、請願第六百五十九号、八百五十八号は、それべく伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであります。以上が北海道地方からの今回の請願であります。

次に関東地方からの請願の御説明申上げますと、請願第六百五十九号、八百五十八号は、それべく伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであります。以上が北海道地方からの今回の請願であります。

本邦は中央整都市にのみ片寄ることなく適正に決定せられるべきであり、現在乙地域を一割以上に指定してもらいたいとの要望であります。請願第八百二十九号、八百三十号は、琴似町、江別町からのものであります。これら両町は共に札幌市に近接し、その住宅地帶として、又工場地帶として、その

札幌と同様に指定せられたいとの要望であります。次に請願第八百二十六号、八百二十七号、八百二十八号、九百号は、それべく網走市、北見市、室

北六島の実情を特に考慮願いたいとの要望でありますと、請願第六百五十七号は東北六島の実情を特に考慮願いたいとの要望でありますと、請願第六百五十九号、八百五十八号は、それべく伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであります。以上が北海道地方からの今回の請願であります。

次に東北地方からの請願の御説明申上げますと、請願第六百五十九号は東北六島の実情を特に考慮願いたいとの要望でありますと、請願第六百五十九号、八百五十八号は、それべく伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであります。以上が北海道地方からの今回の請願であります。

本邦は中央整都市にのみ片寄ることなく適正に決定せられるべきであり、現在乙地域を一割以上に指定してもらいたいとの要望でありますと、請願第六百五十九号、八百五十八号は、それべく伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであります。以上が北海道地方からの今回の請願であります。

本邦は中央整都市にのみ片寄ることなく適正に決定せられるべきであり、現在乙地域を一割以上に指定してもらいたいとの要望でありますと、請願第六百五十九号、八百五十八号は、それべく伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであります。以上が北海道地方からの今回の請願であります。

本邦は中央整都市にのみ片寄ることなく適正に決定せられるべきであり、現在乙地域を一割以上に指定してもらいたいとの要望でありますと、請願第六百五十九号、八百五十八号は、それべく伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであります。以上が北海道地方からの今回の請願であります。

す。又室蘭市は大工業地帯としてその人口の約六割が特需工場の従業員であり、消費大都市の色彩を帯びて来ていているのがその主なる趣旨であり、現行乙地を一割五分或いはそれ以上に引上方を要望しております。請願第六百十八号、八百三十一号は共に浦河町からの請願でありますと、戦後急激な人口増加は、漁港としての特殊性と相関連し、物価高を来たしているから、新たに指定せられたいとの趣旨であります。以上が東北からの請願であります。

次に関東地方からの請願の御説明申上げますと、請願第九百五号は名古屋市からであります。当市は東海地方における中心都市であり、国内六大都市の一つとして現行特地を維持し、既に同一行政区においての不均衡を是正してもらいたいとの趣旨であります。次に、請願第六百九十八号、七百三十二号、八百四号、九百十四号、九百十五号、九百二十二号、九百二十四号は、それべく豊江町、千代田村、志段味村、鳴海町、西枇杷島町、東郷村、旭村からであります。これらの町村はいずれも名古屋市に近接し、又は隣接し、交通網の発達は名古屋の経済圏並びに生活圈内に入り、ために物価も名古屋と変わらない実情にあるというものが主なる趣旨であり、西枇杷島町は名古屋市並みに、豊江町、鳴海町は二割に、千代田村、東郷村、旭村はそれべく新たに指定してもらいたいとの要望であります。次に、請願第五百九十四号、七百五十二号、八百三号、八百三十二号、九百十二号、九百十八号は、それべく大和村、今伊勢町、宮田町、丹陽村、稻澤町からでありますと、これらの市町村はそれべく一宮市に近接し、産業的にも経済的にも不離一体をなしてい

す。次に第八百三十四号は宮城県の矢本町からであります。当市は鶴岡市と交りないから、兩市並み物価も両市と変わりないから、兩市並みに願いたいとの趣旨であります。

次に中部地方における請願は、その大半が愛知県、岐阜県からであります。大半が愛知県、岐阜県からでありますと、請願第九百五号は名古屋市からであります。当市は東海地方における中心都市であり、国内六大都市の一つとして現行特地を維持し、既に同一行政区においての不均衡を是正してもらいたいとの趣旨であります。

次に、請願第六百九十八号、七百三十二号、八百四号、九百十四号、九百十五号、九百二十四号は、それべく豊江町、千代田村、志段味村、鳴海町、西枇杷島町、東郷村、旭村からであります。これらの町村はいずれも名古屋市に近接し、又は隣接し、交通

網の発達は名古屋の経済圏並びに生活圈内に入り、ために物価も名古屋と変わらない実情にあるというものが主なる趣旨であり、西枇杷島町は名古屋市並みに、豊江町、鳴海町は二割に、千代田村、東郷村、旭村はそれべく新たに指定してもらいたいとの要望であります。次に、請願第五百九十四号、七百五十二号、八百三号、八百三十二号、九百十二号、九百十八号は、それべく大和村、今伊勢町、宮田町、丹陽村、稻澤町からでありますと、これらの市町村はそれべく一宮市に近接し、産業

的にも経済的にも不離一体をなしてい

が、請願六百十一号は宇摩地地区であり、同地は京阪神一流の観光遊覽地としての特殊環境地であり、五級地として指定願いたいとの要請であります。請願第五百十五号、六百十四号は、尼崎市並びに伊丹市、雨宮市、芦屋市からの請願であります。以上四市は共に阪神とその都市としての性格を同じくするものであり、最高級地として指定せられたいとの要望であります。

次に、請願第七百十六号、七百四十五号、八百五十九号は、それも和田山町、西脇町、赤穂町からのものでありまして、地方の行政中心地として、和田山町は物価の実情勘査の上、二級地に、赤穂町は、隣接の姫路、相生両市との均衡上、両市並みに、又西脇町は播州織の生産地として阪神と物価は変わらないから二割支給地に、それも、指定方を要望しております。

次に、請願第六百五十五号、八百七十六号は、滋賀県長浜市、彦根市、大津市並びに三重県の四日市市からのものであり、これら諸都市は、名古屋、京阪神の中間に位する各中心都市として、物価も名古屋、京阪神と大差ないから、一割五分に引上方を要望しておられます。

次に中國地方における請願でございますが、請願第六百九十二号、七百四十二号、八百三十五号は、それも山口県小野田市並びに鳥取県の鳥取市及び倉吉町からであり、それ

を主張し、既得権の擁護を主張しておられます。請願第七百十五号は、広島県に於ける寺西村からであり、一割支給地として新たに指定方の考慮を要望しております。又、請願第七百二十七号は岡山県倉敷市からであり、S・C・P・Sを地域給付定の指定方を主張し、岡山市と同様の指定方考慮を要望しております。

次に、四国からは請願第五百七号、六百九十九号であります。これは共に高知県須崎町からのものであり、高知市と同格に新たに指定せられたいとの要望であります。

次に九州地方からの請願であります。が、請願第五百二十四号は、宮崎県の宮崎市、延岡市、都城市、日南市、小林市の五市からであります。同県の中央を隔たる僻地であり、又海陸交通の便に恵まれず、加うるに全國稀に見る颶風災害県であり、ために物価高は必然の理であり、表情勘査の上現行の支給率の引上げを要望しております。

請願第四百九十五号、七百四十六号は、それも大分県の日田市、津久見市並びに三重県の四日市市からのものであります。請願第六百五十五号、八百七十六号は、滋賀県長浜市、彦根市、大津市並びに三重県の四日市市からのものであります。請願第六百九十二号、七百四十二号、八百三十五号は、それも山口県小野田市並びに鳥取県の鳥

らであり、一割の指定を要望しております。請願第八百六十号は鹿児島県からであり、S・C・P・Sを地域給付定の基礎資料とするとの不合理を突き、実情考慮を要望しております。次に請

けられ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告のものであり、福岡市の近接町として福岡市と同率にせられたいとの要請であります。

次に陳情でござりますが、陳情百六号、百二十号、百三十五号は、それぞれ盛岡市、彦根市及び愛知県の旭町からのものであります。これら地域給に関する数多くの請願

陳情につきまして、当委員会におきましては慎重なる審査を行い、これらは、それも市町村における物価の実情その他特殊の事情を基礎としての熱心なる要望であり、いずれもその趣旨に妥当性が見受けられるもので、前回御報告申上げました地域給に関する請願陳情と同様に取扱うべきであります。今後なお、これらの地方からの資料

御報告申上げました地域給に関する請願陳情及び陳情を一括して議題とする」ととに御異議ございませんが。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第百十五より第百四十三までの請願及び日程第百四十七より第百五十三までの請願を一括して議題とする」ととに御異議ございませんが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により第二十号に掲載〕

○木下辰雄君 報告書は都合により第二十号に掲載

結果を御報告申上げます。
請願第三十四件、陳情十三件に関しまして、委員会における審議の経過並びに論を以て、当該地方の要望を十分考慮しつつ再検討することが妥当であるとする意味において、その願意を採択すべきものと認め、又速かに政府をして十分研究の上所要の措置をとらしめることが必要があるものと認めまして、これを

議院の会議に付し、内閣に送付すること

五は漁港修繕促進に関する請願であります。請願八百十一、八百四十三及び八百四十七は宮古湾内漁業障

害物除去に関する請願であります。請

機船底曳網漁業整備に伴う転換資金交付等に關する請願及び陳情であります。請願三百十、四百六十九、八百四十二及び陳情百三十、百五十五、百七十は新設された海区漁業調整委員会等の経費増額に関する請願及び陳情であります。請願二百九、七百八十八

は漁業法施行に伴う定額漁業権切替時

期の延期に関する請願であります。陳情百四十九、百六十八、百七十六は、鹿児島県枕崎島に「かつお」えさ養殖施設に関する陳情であります。請願四百二十、陳情七十二は、漁業権補償金の現金化等に関する請願及び陳情であります。請願二百三十三は農林中央金庫の漁村への貸出の円滑化等に関する請願であります。請願二百三十八

は、漁業に関する保険、補償及び災害の際の減税方措置に関する請願であります。請願二百三十九は、水産業団体引締資金の國家保証方措置に関する請願であります。請願二百八十三は漁業開発基地施設の設定及び魚田調査の請願であります。請願二百三十九は北上海区制定に関する請願であります。請

願三百二は北海道香深村に北方新魚田開発基地施設の設定及び魚田調査の請願であります。請願四百六十四は北上

川魚梯改善促進に関する請願であります。請願四百七十六は宮古湾内漁業障害物除去に関する請願であります。請願四百七十八は機船底曳網漁業の整理

促進等に関する請願であります。請願四百七十九は水産物輸出産業整助成に関する請願であります。請願四百八十は漁業用燃料増配に関する請願であります。請願四百八十一は漁業經營費低減及び魚価の維持に関する請願であります。請願四百八十九は、水産金融対策に関する請願であります。請願五百九十二は水産皮革行政の一元化に関する請願であります。請願五海の漁区制緩和又は撤廃に関する陳情であります。陳情五百六十六は海区漁業調整委員会委員の公職兼務に関する請願であります。陳情三は東支那

委員会におきましては、政府当局と質疑応答を重ね、慎重審議いたしまして、これを採決し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

請願三百九十六、四百五十四、六百六十七、七百九十五、八百十二は、漁船に関する特殊保険制度改革に関する請願であります。請願六百六十八は水産資源保護法制定に関する請願であります。陳情五十三は漁業災害補償制度確立に関する陳情であります。以上の七件はいずれも願意妥当と認めまして、これを採決し、議院の會議に付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、日程第百四十一より第百四十三までの請願及び日程第百五十の陳情のはかは内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

百四十三までの請願及び日程第百五十の陳情のはかは内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

百四十三までの請願及び日程第百五十の陳情のはかは内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、日程第百四十より第百四十三までの請願及び日程第一の陳情のほかは内閣に送付することに決定いたしました。

次会の議事日程は決定次第本報にて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十五分散会

○本日の會議に付した事件
一、日程第六 港則法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員	議長 佐藤 尚武君	副議長 三木 治助君	議員	議長 佐藤 尚武君	副議長 三木 治助君
山川 良一君	山内 卓郎君	高橋 道男君	山川 良一君	高橋 道男君	山内 卓郎君
宮城タマヨ君	前田 穂君	小島 勝君	山川 良一君	高橋 道男君	山内 卓郎君
堀越 優郎君	藤森 真治君	佐々木 信也君	中川 幸平君	小島 勝君	高橋 道男君
野田 俊作君	波多野 伸一君	高橋 道男君	赤澤 與仁君	西川 喜一郎君	小川 久義君
藤野 繁雄君	高橋 道男君	高橋 道男君	松本 昇君	大谷 鶴二郎君	梅原 梅蔵君
常岡 一郎君	伊達源一郎君	高橋 道男君	野田 博一君	大庭 兼之郎君	尾山 三郎君
高橋 道男君	高橋龍太郎君	高橋 道男君	赤澤 與仁君	山本 順吉君	長島 銀蔵君
高木 正夫君	杉山 昌作君	高橋 道男君	大庭 兼之郎君	河崎 次郎君	若木 勝蔵君
新谷寅三郎君	島村 軍次君	高橋 道男君	赤澤 與仁君	千田 一郎君	三橋 八郎君
西郷吉之助君	小林 政夫君	高橋 道男君	高橋 道男君	松原 一彦君	片桐 文重君
高木 正夫君	木下 振雄君	高橋 道男君	高橋 道男君	相馬 助治君	小林 孝平君
新谷寅三郎君	片桐 駿吉君	高橋 道男君	高橋 道男君	岩崎正三郎君	荒木 正三郎君
島村 軍次君	柏木 庫治君	高橋 道男君	高橋 道男君	森 八三君	柴川 幸大君
高橋 道男君	左藤 義詮君	高橋 道男君	高橋 道男君	大庭 兼之郎君	宮本 邦彌君
西郷吉之助君	小林 芙三君	高橋 道男君	赤澤 與仁君	山田 順吉君	高橋 道子君
高木 正夫君	有馬 英二君	高橋 道男君	高橋 道男君	上原 正吉君	若木 勝蔵君
新谷寅三郎君	川村 松助君	高橋 道男君	高橋 道男君	西川 喜一郎君	永井純一郎君
島村 軍次君	油井賢太郎君	高橋 道男君	高橋 道男君	鶴井 文三郎君	齊 武雄君
高橋 道男君	山田 佐一君	高橋 道男君	高橋 道男君	山花 秀雄君	小林 孝平君
高木 正夫君	西田 隆男君	高橋 道男君	高橋 道男君	山田 順吉君	荒木 正三郎君
新谷寅三郎君	泉山 三六君	高橋 道男君	高橋 道男君	上原 正吉君	柴川 幸大君
島村 軍次君	左藤 義詮君	高橋 道男君	高橋 道男君	西川 喜一郎君	宮本 邦彌君
高橋 道男君	小林 芙三君	高橋 道男君	高橋 道男君	鶴井 文三郎君	片桐 文重君
西郷吉之助君	有馬 英二君	高橋 道男君	高橋 道男君	山田 順吉君	小林 孝平君
高木 正夫君	川村 松助君	高橋 道男君	高橋 道男君	西川 喜一郎君	荒木 正三郎君
新谷寅三郎君	油井賢太郎君	高橋 道男君	高橋 道男君	鶴井 文三郎君	柴川 幸大君
島村 軍次君	山田 佐一君	高橋 道男君	高橋 道男君	山田 順吉君	若木 勝蔵君
高橋 道男君	西田 隆男君	高橋 道男君	高橋 道男君	西川 喜一郎君	永井純一郎君
西郷吉之助君	泉山 三六君	高橋 道男君	高橋 道男君	鶴井 文三郎君	齊 武雄君
高木 正夫君	左藤 義詮君	高橋 道男君	高橋 道男君	山田 順吉君	小林 孝平君
新谷寅三郎君	小林 芙三君	高橋 道男君	高橋 道男君	西川 喜一郎君	荒木 正三郎君
島村 軍次君	鶴井 文三郎君	高橋 道男君	高橋 道男君	鶴井 文三郎君	柴川 幸大君
高橋 道男君	吉田 吉雄君	高橋 道男君	高橋 道男君	山田 順吉君	若木 勝蔵君
西郷吉之助君	村尾 重雄君	高橋 道男君	高橋 道男君	西川 喜一郎君	永井純一郎君
高木 正夫君	重雄君	高橋 道男君	高橋 道男君	鶴井 文三郎君	齊 武雄君
新谷寅三郎君	高橋 道男君	高橋 道男君	高橋 道男君	山田 順吉君	小林 孝平君
島村 軍次君	鶴井 文三郎君	高橋 道男君	高橋 道男君	西川 喜一郎君	荒木 正三郎君
高橋 道男君	高橋 道男君	高橋 道男君	高橋 道男君	鶴井 文三郎君	柴川 幸大君

〔第十七号参照〕
審査報告書
内閣官房副長官 菅野 義丸君
大藏政務次官 西川喜一郎君
運輸政務次官 萩原 重宗君
運輸省海運調査部長 壱井 玄剛君

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月二十三日 厚生委員長 河崎 ナツ

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉 繁安	藤森 真治
有馬 英一	松原 一彦
藤原 道子	上條 愛一
大谷 鶴潤	石原幹市郎
中山 義彦	

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は外地からの引揚者に対する免許の特例の期間を延長するほか、広告の取締に関する規定等を整備するため、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等業法の一部を改正しようとするものであつて、妥当な措置である。

一、事件の利害得失
本法の施行によつて、外地引揚者に対する免許が引き続き與えられるとともに広告取締の適正化を計ることができる利益がある。

一、費用

特に費用を要しない。

審査報告書
特許法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月二十二日 通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月二十二日

通商産業委員長 深川榮左エ門

多数意見者署名

小野 義夫	廣瀬與兵衛
松本 升	上原 正吉
山川 良一	重宗 雄三
古池 信三	境野 清雄
加藤 正人	栗山 良夫

要領書

一、委員会の決定の理由

終戦後の物価の高騰により、特許庁は工業所有権制度による諸収入をもつて、その支出を晴い得ない状態にあり、又他の法令における諸料金は物価の変動に応じて引上げられて來ているので、今回これららの点を考慮して、発明奨励を阻害しない限度で、特許料を現行額の約三倍に、又罰則中の過料の額を五倍の五千円以下に引上げようとするのであつて妥当な改正であると認める。

一、事件の利害得失
本法の施行によつて、特許料を現行額の三倍に、又罰則中の過料の額を五倍の五千円以下に引上げることを内容とするものであつて妥当な改正であると認める。

一、費用

により特許庁の收入と支出の均衡がとれ、特許事務の促進、発明奨励の諸政策の遂行に資する利益がある。

三、費用
本法施行には費用を要しない。

昭和二十六年二月二十二日

通商産業委員長 深川榮左エ門

多数意見者署名

小野 義夫	廣瀬與兵衛
松本 升	上原 正吉
山川 良一	重宗 雄三
古池 信三	境野 清雄
加藤 正人	栗山 良夫

要領書

一、委員会の決定の理由

最近の経済の趨勢及び他の法令における諸料金の引上げ並びに特許庁の予算上における收支のバランス等を比較考慮して、今回発明奨励を妨げない限度で登録料を現行額の三倍に、又罰則中の過料の額を五倍の五千円以下に引上げようとするものであつて妥当な改正であると認める。

一、事件の利害得失
本件は最近の経済事情に鑑み、特許庁の予算上における收支の均衡並びに他の法令における諸料金の引上げ率と均衡上、登録料を現行額の三倍に、又罰則中の過料の額を五倍に引上げようとするものであつて妥当な改正であると認める。

一、費用

登録料及び過料の値上げによつて特許庁の予算上における均衡がバラシメが改善され、審査事務の円滑化に資する利益がある。

三、費用
本法の施行には費用を要しない。

昭和二十六年二月二十二日

通商産業委員長 深川榮左エ門

多数意見者署名

小野 義夫	廣瀬與兵衛
松本 升	上原 正吉
山川 良一	重宗 雄三
古池 信三	境野 清雄
加藤 正人	栗山 良夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は最近の経済事情に鑑み、特許庁の予算上における收支の均衡並びに他の法令における諸料金の引上げ率との均衡上、登録料を現行額の五倍に引上げることを内容とするものであつて妥当な改正であると認める。

一、事件の利害得失
本件の施行によつて、特許庁の予算上における均衡がバラシメが改善され、審査事務の能率化を図り得るとともに発明

三、費用
本法の施行には費用を要しない。

昭和二十六年二月二十二日

通商産業委員長 深川榮左エ門

多数意見者署名

小野 義夫	廣瀬與兵衛
松本 升	上原 正吉
山川 良一	重宗 雄三
古池 信三	境野 清雄
加藤 正人	栗山 良夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は最近の経済事情を考慮し、且つ他の法令における諸料金の引上げ率との均衡上、登録料を現行額の五倍に、過料の額を五倍に引上げようとするものであつて妥当な改正であると認める。

一、事件の利害得失
本件の施行によつて、特許庁の予算上における均衡がバラシメが改善され、審査事務の能率化を図り得るとともに発明

一、費用

登録料及び過料の値上げによつて特許庁の予算上における均衡がバラシメが改善され、審査事務の能率化を図り得るとともに発明

の指導獎勵に関する諸方策の遂行

に益するところが大きい。

三、費用

本法の施行には別に費用は要しない。

審査報告書

商標法の一部を改正する法律案

本会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月二十二日

通商産業委員長 深川榮左エ門

參議院議長 佐藤尚武殿

多數意見者署名

小野 勲 大藏省
松本 昇 上原 正吉
山川 良一 重宗 雄三
古池 信三 塚野 清雄

加藤 正人 栗山 良夫

多數意見者署名

上原 正吉
西田 隆男
山内 卓郎

古池 信三 重宗 雄三

上原 正吉
西田 隆男
栗山 良夫

一、委員会の決定の理由
本件は、終戦後の経済事情の変化及び他の法令における諸料金の引上率を比較考慮して、特許庁の予算上における收支の均衡並びに物価の変動に伴う調整を図るため、登録料を現行額の約三倍に、また過料の額を五倍に引上げることを内容とするものであつて、妥当な改正であると認める。

二、事件の利害得失

本件の施行により、審査事務の促進並びに能率的遂行に資する利益がある。

三、費用

本法の施行には費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、織維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月二十二日

通商産業委員長 深川榮左エ門

參議院議長 佐藤尚武殿

多數意見者署名

小野 勲 大藏省
松本 昇 上原 正吉
山川 良一 重宗 雄三
古池 信三 塚野 清雄

上原 正吉
西田 隆男
栗山 良夫

上原 正吉
西田 隆男
栗山 良夫

一、委員会の決定の理由
本件は、終戦後の経済事情の変化及び他の法令における諸料金の引上率を比較考慮して、特許庁の予算上における收支の均衡並びに物価の変動に伴う調整を図るため、登録料を現行額の約三倍に、また過料の額を五倍に引上げることを内容とするものであつて、妥当な改正であると認める。

及び出張所が設置されているが、検査業務の円滑且つ迅速確実な施行を圖るために、今則、神戸織維

製品検査所の福岡支所、福岡、岡山出張所、京都織維製品検査所の所の小松出張所の五ヶ所を増設し

山科出張所及び金沢織維製品検査所への出資設備増強に関する請願

岡山県成羽川流域に水力発電所設置の請願

第六三三号 痘院、療養所の電力割当増加に関する請願

第六三八号 千葉県松戸療養所の電力割当増加に関する請願

第六一〇号 日本発送電株式会社への出資設備増強に関する請願

第六四一號 岡山県川上郡成羽町大字地頭 那須廟介外一名の電力割当増加に関する請願

第六五五号 萩本県議会議長の大久保勢輔提出

九州地方離島の電力料金値上問題に関する請願

第六五七号 岡山県川上郡成羽町大字地頭 那須廟介外一名の電力割当増加に関する請願

第六五九号 萩本県珠磨郡免田町珠磨郡町村委会内 井田末喜の電力問題に関する特別委員会請願

第六六〇号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六一號 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六二号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六三号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六四号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六五号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六六号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六七号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六八号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六九号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七〇号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七一號 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七二号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七三号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七四号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七五号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第五五五号 九州地方離島の電力料金値上問題に関する請願

第五五九号 球磨川上流ダム建設に関する請願

第六〇五号 福井県武生市議会議長 小野谷喜太郎外七名提出

第六一〇号 日本発送電株式会社への出資設備増強に関する請願

第六三三号 痘院、療養所の電力割当増加に関する請願

第六三八号 千葉県松戸療養所の電力割当増加に関する請願

第六四一號 岡山県川上郡成羽町大字地頭 那須廟介外一名の電力割当増加に関する請願

第六五五号 萩本県議会議長の大久保勢輔提出

第六五九号 萩本県珠磨郡免田町珠磨郡町村委会内 井田末喜の電力問題に関する特別委員会請願

第六六〇号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六一號 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六二号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六三号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六四号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六五号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六六号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六七号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六八号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六九号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七〇号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七一號 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七二号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七三号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七四号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七五号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七六号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七七号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七八号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六〇四号 福岡市薬院堀端福岡町村議会議長会内 末次茂外六名

第五五九号 球磨川上流ダム建設に関する請願

第六〇五号 福井県武生市議会議長 小野谷喜太郎外七名提出

第六一〇号 日本発送電株式会社への出資設備増強に関する請願

第六三三号 痘院、療養所の電力割当増加に関する請願

第六三八号 千葉県松戸療養所の電力割当増加に関する請願

第六四一號 岡山県川上郡成羽町大字地頭 那須廟介外一名の電力割当増加に関する請願

第六五五号 萩本県議会議長の大久保勢輔提出

第六五九号 萩本県珠磨郡免田町珠磨郡町村委会内 井田末喜の電力問題に関する請願

第六六〇号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六一號 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六二号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六三号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六四号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六五号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六六号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六七号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六八号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六六九号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七〇号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七一號 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七二号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七三号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七四号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七五号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七六号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七七号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

第六七八号 萩本県新居浜市議会議長長谷川亮三提出

るため、既設成羽川発電所の放水を利用する発電所を岡山県成羽川左岸成羽町に設置せられたとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ことに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年月日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂蔵

意見書案

内閣総理大臣吉田茂蔵

九州地方離島の電力料金値上問題に関する請願(第五五五号)

請願者 熊本県議会議長 大久保勢輔

右の請願は、球磨川上流ダム建設に關する請願(第五七九号)、請願者 熊本県球磨郡免田町球磨郡町村会内 井田末喜外二名

意見書案

内閣総理大臣吉田茂蔵

九州地方離島の電力料金値上問題に関する請願(第五五五号)

請願者 熊本県議会議長 大久保勢輔

右の請願は、球磨地方は、その面積の八割を山林によつて占められているが、戰時中および戦後の濫伐のため、大雨毎に球磨川がはんらんしばらく大な被害をこうむつている。しかるに球磨川は水力を電源開発に用うれば、同地方の電力確保に極めて有効であるばかりでなく、周川沿岸の災害防止にも役立つから、球磨川上流に電源開発され、その電力は電力供給においては、四国地方の電力事情の特殊性より、統合されることなく経営を維持して現在に至つてゐるから、今後の電気事業再編成に伴う日本発送電株式会社解散に際しては、同社の特殊性を考慮して、さきに出資した同電力株式会社に帰属せられるよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年月日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂蔵

意見書案

内閣総理大臣吉田茂蔵

九州地方離島の電力料金値上問題に関する請願(第五五五号)

請願者 熊本県議会議長 大久保勢輔

右の請願は、千葉県松戸療養所の電力割当増加に関する請願(第六三八号)、請願者 千葉県松戸市高塚新田二八八国立松戸療養所内 上野義雄外三百九十名

意見書案

内閣総理大臣吉田茂蔵

病院、療養所の電力割当増加に関する請願(第六三三号)

請願者 千葉市仁戸名六八八日

木患者同盟千葉支部内 小池博

右の請願は、現在病院、療養所は、電力割当上第ニ種需用の甲類が適用されているため、冬期の渇水期においては電力が不足し、生命を預る医療機関として塞心にたえないとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年月日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂蔵

意見書案

内閣総理大臣吉田茂蔵

病院、療養所の電力割当増加に関する請願(第六三三号)

請願者 千葉市仁戸名六八八日

木患者同盟千葉支部内 小池博

右の陳情は

昨年ボッダム政令によつて電気事業再編成が行われたが、北陸三県に対してはその特殊事情を考慮されて、

同政令の範囲内において、(一)所属電源を変更すること、(二)電気料金の地域差を徹底すること、(三)特殊電力の担当および料金を従來通り維持すること、(四)新電源の開発は北陸プロックの新会社に所属すること、(五)公益事業委員会北陸支局を設置すること。(六)福井県の若狭三郡を北陸新会社の供給区域とすること等の実現を講ぜられたいとの趣旨であつてその中地域差の徹底に關しては現状よりみて実施困難と認められるが、その他の点については参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣に銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院院長 佐藤 尚武
内閣總理大臣吉田茂殿

参議院会議録第十七号正誤

頁段行 誤 正

一九三三 出案は本院においてこれに對する

一九三三 においてこれを承認する

一九三三 四可決 議決

一九三三 第十号 第十一号

参議院会議録第十八号正誤

一九三三 第十八号 第十二号

参議院会議録第二十号正誤

一九三三 第二十一号

一九三三 第二十二号

一九三三 第二十三号

一九三三 第二十四号

一九三三 第二十五号

一九三三 第二十六号

一九三三 第二十七号

一九三三 第二十八号

一九三三 第二十九号

一九三三 第三十号

一九三三 第三十一号

一九三三 第三十二号

一九三三 第三十三号

一九三三 第三十四号

一九三三 第三十五号

一九三三 第三十六号

定額一部六円五十錢發行所

東京都新宿区市谷本町
電話九段五三一
印刷所
東京一九〇〇〇官報課